

事業所向け作成例

これは作成例です。アンダーラインの箇所に記入するなどして、防火管理するところに適した消防計画を作成して下さい。

(防火対象物又は
事業所の名称)

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、(防火対象物又は
事業所の名称)における防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震等の災害が発生した際の人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、(防火対象物又は
事業所の名称)に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

(自衛消防組織)

第3条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

担当	氏名（役職等）	任務
自衛消防隊長	_____	・自衛消防隊に対し、指揮、監督を行う。
初期消火	_____ _____	・消火器、屋内消火栓設備等を使用し初期消火する。 ・天井に燃え移ったら初期消火を中止し避難する。
通報連絡	_____ _____	・自動火災報知設備の発信機を押す。 ・119番に通報する。 ・館内へ非常放送する。 ・関係者へ連絡する。 ・自衛消防隊長に必要事項を報告する。 ・自衛消防隊員に必要事項を伝達する。 ・到着した消防隊へ情報提供する。
避難誘導	_____ _____	・避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導する。 ・避難口、曲がり角などに立って誘導する。 ・逃げ遅れがないか確認する。

(火災予防上の自主検査)

第4条 火災予防のため定期的に行う自主検査は別表1、2のとおりとし、_____月と_____月に実施する。

2 火災予防のため日常的に行う自主検査は別表3のとおりとし、毎日実施する。

(消防用設備等の点検)

第5条 消防用設備等の法定点検は、消防用設備等の点検業者に委託して次のとおり実施する。

消防用設備等	点 檢 実 施 月		
	機器点検		総合点検
消火器	___月	___月	
屋内消火栓設備	___月	___月	___月
スプリンクラー設備	___月	___月	___月
粉末消火設備	___月	___月	___月
自動火災報知設備	___月	___月	___月
非常警報設備(放送)	___月	___月	___月
避難器具	___月	___月	___月
誘導灯	___月	___月	
	___月	___月	___月
	___月	___月	___月

2 機器点検を実施したときは、その結果を防火管理維持台帳に記録、保管する。

3 総合点検を実施したときは、その結果を(3・1)年に1回野田市消防長に報告し、副本を防火管理維持台帳に保管する。

(防火対象物の点検) 該当・非該当

第6条 防火対象物の法定点検は、点検業者に委託して ___月に実施する。

2 点検を実施したときは、その結果を野田市消防長に報告し、副本を防火管理維持台帳に保管する。

(不備欠陥等の整備)

第7条 防火管理者は、第4条、第5条及び第6条に定める検査・点検の結果、不備・欠陥事項があるときは、管理権原者に報告し、改善を図る。

(消防機関への連絡等)

第8条 防火管理者は、防火管理の適正を図るために、常に消防機関との連絡を密にし、必要な報告・届出等を行う。

2 消防機関へ報告・届出等をした書類及び防火管理業務に必要な書類等は、防火管理維持台帳を作成し、保管する。

報告等の種別	報告等の時期
防火管理者選任(解任)届出書	<ul style="list-style-type: none">・ 防火管理者を定めたとき、又は解任したとき・ 管理権原者の変更があったとき

消防計画作成（変更）届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者を定めたとき ・管理権原者の変更があったとき ・消防計画の内容に変更があったとき
消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・総合点検終了後おおむね15日以内 <u>(3・1)</u>年に1回
防火対象物点検結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・点検終了後（1年に1回）
消防訓練実施計画通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防訓練を実施する前
工事中の消防計画届出書	<p>以下のいずれかの工事を行うとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間内に作業を行い、避難施設等の機能に支障が生じる工事 ・消防用設備等の機能に支障が生じる工事 ・火気を使用する器具等を使用する工事 ・危険物品を取り扱う工事

（従業員等の遵守事項）

第9条 全従業員は火災予防及び火災発生時の避難経路の確保のため次の事項を遵守する。

（1）火気管理

- ア 喫煙管理に常に注意し、終業時には店内の床面及びいす等に吸殻がないか点検を行う。
- イ 吸殻の処理は、一定時間ごとに処理するとともに、燃えるゴミと一緒にしないよう分別処理をする。
- ウ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- エ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- オ 火気使用器具は指定された場所で使用し、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

（2）放火防止

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 空室、倉庫等の施錠を行う。
- エ トイレ、倉庫等の巡回を行う。

（3）避難施設の管理

- ア 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
- イ 出入口の扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者に報告する。
- オ 避難経路図を出入口付近及び店内の見やすい場所に掲示する。

（4）収容人員の管理

- ア 定められた収容人員を超えて入場させない。

イ 収容人員を超えるような事態になった場合は、掲示板などにより新規入場を規制する。

(震災対策)

第10条 防火管理者は、地震による被害を防止するため次の事項を実施する。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物品等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 非常用物品等を確保し、定期に点検整備を実施する。

(2) 地震発生時の安全措置

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 火気使用設備器具等の直近にいる従業員は、器具栓、元栓の閉止又は電源遮断を行う。
- ウ 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- エ 別表1、2及び3に定める項目について臨時に検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- オ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後の自衛消防隊の任務分担は、第3条に定めるほか、次のとおりとする。

担当	任務
自衛消防隊長	・自衛消防隊に対し、指揮、監督を行う。
初期消火	・火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、店内を巡視する。 ・落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。 ・被害状況等を防火管理者に報告する。
通報連絡	・テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。 ・混乱防止を図るため、必要な情報を来店者等に知らせる。
避難誘導	・来店者等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで、照明器具等の転倒、落下に注意しながら、柱の周りや壁ぎわ等安全な場所で待機させる。 ・落下物からの頭部保護等必要な指示を行い、 <u>(避難場所)</u> へ避難誘導する。

(工事中の防火管理)

第11条 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事関係者に工事計画書を提出させ、工事の内容を把握し、必要な指示を行う。

2 次に掲げるいずれかの工事を行うとき、防火管理者は工事中の消防計画を野田市消

防長に届出る。

- (1) 営業時間内に作業を行い、避難施設等の機能に支障が生じる工事
- (2) 消防用設備等の機能に一週間以上支障が生じる工事
- (3) 火気を使用する器具等を使用する工事
- (4) 危険物品を取り扱う工事

3 防火管理者は、工事関係者に対して次の事項を周知し遵守させる。

- (1) 指定された場所以外では喫煙及び裸火の使用をさせない。
- (2) 溶接、その他火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をさせる。
- (3) 塗装などに危険物品を使用する場合は、防火管理者の承認を受けさせる。
- (4) 工事用資器材は整理整頓し、管理させる。

(訓練及び教育)

第12条 防火管理者は、自衛消防隊の消防技術及び従業員の防火意識の向上を図るために、次の訓練・教育を行う。

- (1) 自衛消防隊を中心とした消火、通報及び避難訓練
- (2) 従業員に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 従業員が火災予防上守るべき事項の周知

2 訓練を実施するときは、消防訓練実施計画届出書を野田市消防長に提出する。

3 訓練の実施時期は次のとおりとする。

訓練種別	実施時期
消火訓練	月 月
通報訓練	月 月
避難訓練	月 月
震災訓練	月 月
総合訓練	月 月

4 管理権原者は防火管理者に甲種防火管理再講習を受講させるよう必要な措置を講じる。(該当・非該当)

- (1) 選任された日の4年以上前に甲種防火管理新規講習を修了している場合
選任されてから1年以内に甲種防火管理再講習を受講し、以後5年以内ごとに甲種防火管理再講習を受講する。
- (2) 選任された日の4年内に甲種防火管理新規講習を修了している場合
甲種防火管理講習新規講習を修了した日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講し、以後5年以内ごとに甲種防火管理再講習を受講する。

別表1

自主検査チェック表(建物構造等)

年 月 日

検査項目			検査結果
建 物 構 造	柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等に、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
防 火 設 備	外壁の構造及び開口部等	外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	
		防火戸は円滑に開閉できるか。	
	防火区画	防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。	
		防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。	
		防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	
避 難 施 設	廊下・通路	有効幅員が確保されているか。	
		避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	階段	物品が置かれていないか。	
	避難口(出入口)	扉の開放方向は避難上支障ないか。	
		避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
		避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火 気 設 備 器 具	厨房設備(ガスコンロ、湯沸器等)	可燃物からの保有距離は適正か。	
		安全装置は適正に機能するか。	
		ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。	
		燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	暖房器具	自動消火装置は適正に機能するか。	
		火気周囲は整理整頓されているか。	
電 気 設 備	電気器具	コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
		タコ足の接続を行っていないか。	
		許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
震 災 対 策	棚、ロッカー等	転倒、移動、落下防止の措置がしてあるか。	
		固定、移動防止のボルト等に緩み、腐食等はないか。	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表2

自主検査チェック表(消防用設備等)

年 月 日

実施設備	検査項目	点検結果
消火器	設置場所に置いてあるか。	
	消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	使用上の障害となる物品はないか。	
	消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	散水の障害はないか。	
	間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	送水口の変形及び操作障害はないか。	
	スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	制御弁は閉鎖されていないか。	
粉末消火設備 (移動式)	使用上の障害となる物品はないか。	
	扉は変形、損傷、腐食等がなく、確実に開閉できるか。	
	ホース、ノズル、容器に変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	表示灯は点灯しているか。	
自動火災報知設備	表示灯は点灯しているか。	
	受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	感知器の破損、変形、脱落はないか。	
非常警報設備(放送)	間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	操作上障害となる物がないか。	
避難器具	避難に際し、容易に接近できるか。	
	格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。	
	開口部付近に物品等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	間仕切り変更により、設置位置や誘導方向が不適切になっていないか。	
	間仕切り、ロッカー、廣告、照明等により視認障害となっていないか。	
	表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がないか。	
	不点灯、ちらつき等はないか。	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表3

自主検査チェック表（日常）

____月

実施日	検査項目													
	吸殻の処理はさ れているか	たか たか	ガス器具は消し たか	電気器具は消し たか	倉庫の施錠はさ れているか	かは置 かれてい ない	通路・階段に物品 は置いてい ない	かれてい ないか	避難口に物品は置 かれてい ないか	建物外部に可燃物 の放置はな いか	位置にある か	消防器 は正しい ないか	屋内消火栓の前に 物品は置かれて いるか	備はベル火災停 止知設 れてい ないか
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修